

ご利用ください 地域包括支援センター

介護保険や介護予防のサービスについてお気軽にご相談ください

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として市内を4つの圏域に分け、新しく「地域包括支援センター」を4か所設置しました。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが常駐し、圏域内で介護予防のケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

西圏域

栄町1～3丁目、中島町、小川町1丁目、たかの台、津田町1丁目、上水新町1～3丁目、上水本町1丁目

**小平市地域包括支援センター
けやきの郷**
所在地：小平市小川町1-485
(介護老人保健施設けやきの郷内)
電話番号：042 (349) 2321

中央西圏域

小川西町1～5丁目、小川東町1～5丁目、小川東町、小川町2丁目、津田町2・3丁目、学園西町1～3丁目、上水本町2～6丁目

**小平市地域包括支援センター
小川ホーム**
所在地：小平市小川西町2-35-2
(特別養護老人ホーム小川ホーム内)
電話番号：042 (347) 6033

中央東圏域

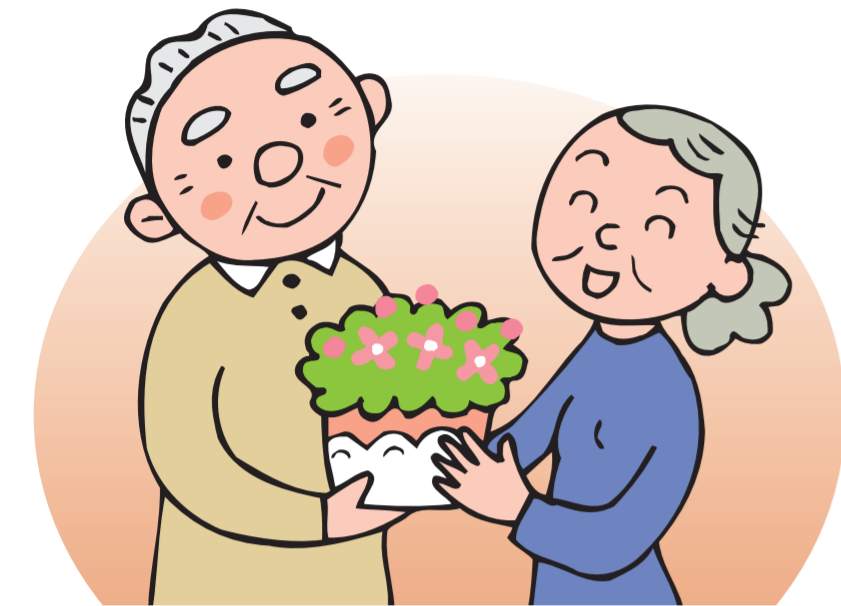
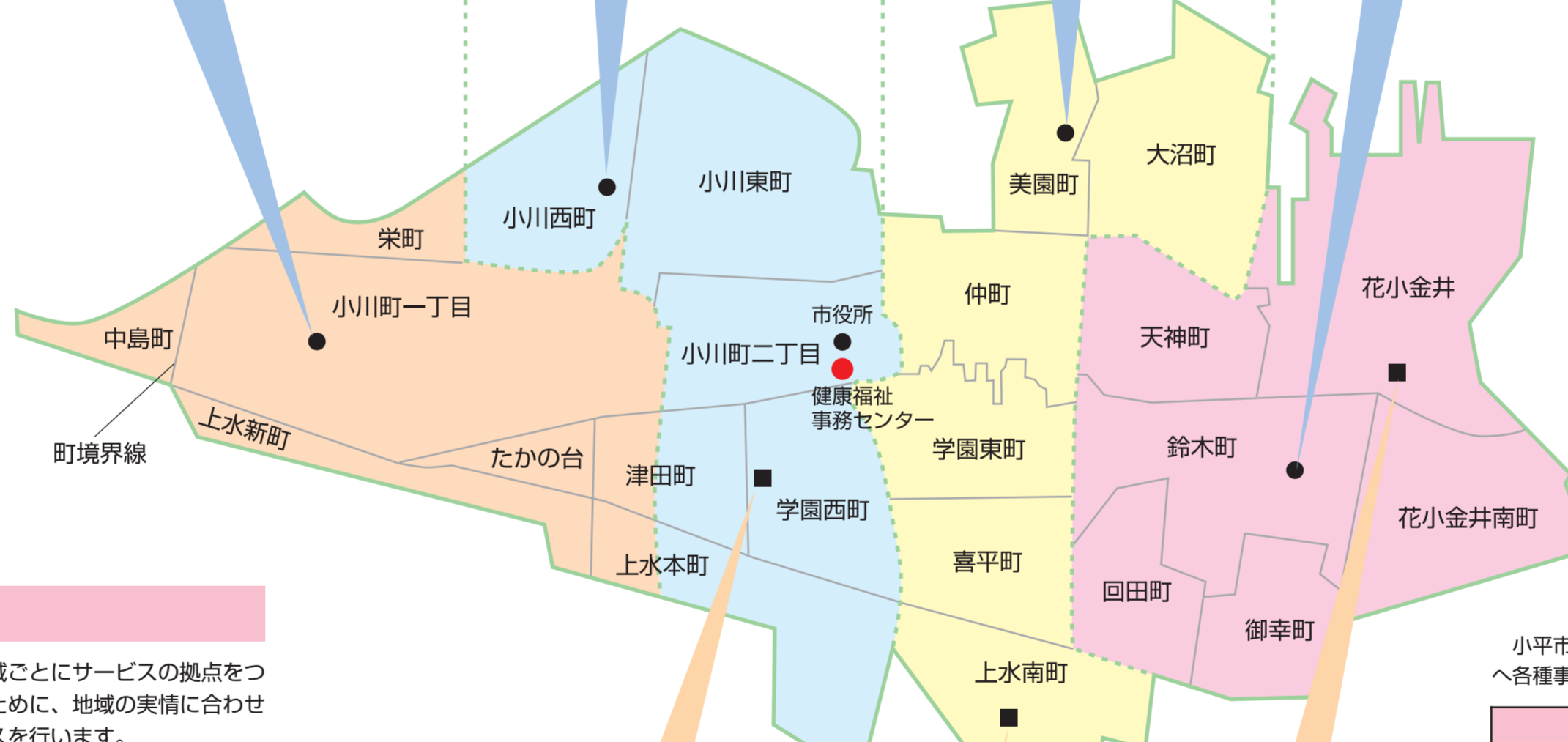
美園町1～3丁目、大沼町1・2丁目、仲町、学園東町1～3丁目、学園東町、喜平町1～3丁目、上水南町1～4丁目

**小平市地域包括支援センター
多摩済生ケアセンター**
所在地：小平市美園町3-12-1
(多摩済生ケアセンター内)
電話番号：042 (349) 2123

東圏域

花小金井1～6丁目、天神町1・2丁目、鈴木町1・2丁目、花小金井南町1～3丁目、回田町、御幸町

**小平市地域包括支援センター
小平健康苑**
所在地：小平市鈴木町2-230-3
(特別養護老人ホーム小平健康苑内)
電話番号：042 (451) 8813



地域包括支援センターの役割

- ① 地域の高齢者の状態を把握し、介護予防事業のマネジメントを推進します
- ② 介護保険外のサービスを含む高齢者や家族の総合的な相談を受け付け、支援します
- ③ 高齢者の虐待の防止と権利擁護のための活動を行います
- ④ 支援が困難な場合など、よりよい介護のため、ケアマネジャーを支援します

地域包括支援センターと在宅介護支援センター

これまで在宅介護支援センターは、相談や各種手続きなどを受け付ける地域の窓口として、大きな役割を担ってきました。地域の中核機関として創設された地域包括支援センターと、在宅介護支援センターが連携を図りながら、地域ケア体制を推進していきます。

在宅介護支援センターでは、引き続き介護保険サービスの利用に関する相談・認定申請、自立支援サービスの利用に関する相談・利用申請、介護予防に関する相談や地域高齢者への見守りなどを行います。

地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するために、身近な地域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していきます。要介護1～5、要支援1・2の方のために、地域の実情に合わせて市が整備する「地域密着型サービス」を導入し、次のサービスを行います。

種類	内容
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、柔軟にサービスを提供します(平成19年度から対応予定)
夜間対応型訪問介護(※1)	24時間安心して在宅生活を送れるよう、定期巡回と通報システムによるサービスを提供します(平成18年度中に対応予定)
認知症対応型通所介護	認知症である方に対して、専門的なケアを提供する通所介護です
認知症対応型共同生活介護(※2)	認知症高齢者が家庭的な環境の中で、スタッフの介護を受けながら共同生活できる住宅への入所です

※1 要介護1～5の方のみ利用できます。

※2 要支援2、要介護1～5の方のみ利用できます。

**小川ホーム
在宅介護支援センター**
(5月中旬に開設予定)
所在地：小平市学園西町3-9-3
電話番号：042 (347) 6600

**アイリス花小金井
在宅介護支援センター**
所在地：小平市花小金井1-14-5
(アイリスケアセンター花小金井内)
電話番号：042 (460) 5510

**コムスン喜平橋
在宅介護支援センター**
所在地：小平市上水南町2-23-20
電話番号：042 (320) 2627

介護が必要と感じたら

介護保険サービスを利用するには、要介護認定が必要です。

1、まず申請をします

介護が必要になったら、担当窓口に申請をします。
※介護福祉課(健康福祉事務センター内)、地域包括支援センター、在宅介護支援センターへ。

2、要介護認定が行われます

小平市の調査員などによる訪問調査と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で介護を必要とする度合いが判定されます。

3、認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、認定結果を送付します。

4、サービスを利用します

サービス事業者にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用します。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
 - 本人の印鑑
- ※主治医の氏名、病院の所在地、電話番号を明確にしてください。

生きがい・健康づくりとして

小平市や社会福祉協議会では、介護保険制度による事業のほか、高齢者の皆さんへ各種事業を提供し、社会活動や生きがい・健康づくりへの支援を行っています。

事業内容	担当課	連絡先
高齢クラブ、シルバー人材センターなどへの支援	高齢者福祉課	042 (346) 9642
基本健康診査、生活習慣病予防や健康相談などの実施	健康課	042 (346) 3700
歩け歩け会、スポーツ教室などの実施	体育課	042 (343) 1611
高齢者学級、市民講座の開催や自主サークル活動の支援	中央公民館ほか	042 (341) 0861
生活支援ホームヘルプ、訪問給食、自立支援住宅改修などの実施	介護福祉課	042 (346) 9539
ほのぼのひろば・高齢者交流室の運営、ボランティアの育成など	社会福祉協議会	042 (344) 1217

※詳しい事業の内容などは、各担当課へお問い合わせください。